

国立大学法人東京医科歯科大学永年勤続者表彰規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 35 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人東京医科歯科大学職員に対して行う永年勤続者表彰は、この規則の定めるところによる。

(表彰を受ける者)

第 2 条 永年勤続者表彰は、国立大学法人東京医科歯科大学職員（教授、准教授、講師、助教及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）で、次の各号の一に該当し、かつ勤務成績が良好であるものについて行う。

- (1) 各年度末において、職員としての在職期間が、20 年以上である者
- (2) 退職（死亡による退職を含む。次号において同じ。）の日において、次のいずれかに該当する者
 - イ 職員としての在職期間が 20 年以上である者のうち、第 1 号に該当する者として表彰されていない者
 - ロ 職員としての在職期間が 35 年以上である者
- (3) 退職の日において、前号ロに掲げる者と同等程度の在職期間を有し、表彰するに足りる特別の事情があると認められる者

(表彰)

第 3 条 表彰は、1 人の職員について 1 回とする。ただし、前条第 1 号に該当して表彰された職員が、同条第 2 号に該当することになった場合においては、この限りでない。

(表彰状の授与)

第 4 条 表彰状は学長が授与する。

2 前項の表彰状にあわせて記念品を贈呈する。

(表彰の日)

第 5 条 表彰は、次の各号に掲げる日に行う。

- (1) 第 2 条第 1 号に該当する者 各年度末
- (2) 第 2 条第 2 号及び第 3 号に該当する者 退職の日

(期間の計算)

第 6 条 第 2 条各号の職員としての期間の計算は、月計算とする。

(本学以外の在職期間の通算)

第 7 条 国及び地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、国際機関並びに特殊法人等に常時勤務する職員として在職した当該在職期間は、第 2 条の規定にかかわらず本学の在職期間に通算する。ただし、第 2 条第 1 号及び第 2 号イの場合については 10 年を、同条第 2 号ロの場合については 17 年を超えて通算することはできない。

- 2 人事交流により本省等職員を退職し、引き続いて本学の職員となった者については、前項ただし書の規定は適用しない。
- 3 前項までの規定に関わらず、学長が特別に認める場合、第1項、第2項に定める機関等以外の機関の在職期間を本学の在職期間に通算する。

(除算期間)

第8条 次の各号に掲げる期間は、本学の在職期間から除算する。

- (1) 休職の期間（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病にかかる病気休職、研究休職、共同研究休職、役員兼業 休職、設立援助休職及び災害による行方不明休職の期間を除く。）
- (2) 懲戒処分による減給又は停職の期間

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、永年勤続者表彰の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第76号）

この規則は、平成16年9月14日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月16日規則第127号）

この規則は、令和2年11月16日から施行し、令和2年10月1日から適用する。